【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2023年12月4日提出

【発行者名】 日興アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 新屋敷 昇

【電話番号】 03-6447-6147

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 公社債投信1月号 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

公社債投信1月号(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

決算日(取得申込受付日)の基準価額とします。

「決算日」は、原則として1月19日です。ただし、19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年12月20日から2024年1月22日までとします。

・追加設定は、毎年1回の決算日を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して行ないます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を申込期間中の販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託 会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対象地域		***************************************	象資産 D源泉)
	国	内	株	式
単位型投信			債	券
	海	外	不動產	Ě投信
追加型投信			その何	也資産
	内	外	()
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2)属性区分

投资対象资度	決算頻度	投资対象地域	投资形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
债券		ac ac	ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公债	(隔月)		
社债		アジア	
その他債券	年 12 回	26 50	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
不動產投信			ファンド・オブ
	その他	アフリカ	ファンズ
その他資産	()		
(投资信託証券(债		中近東	
券 一般))	8	(中東)	
資産複合		エマージング	
()			
资産配分固定型			
资産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

公社債で運用します。

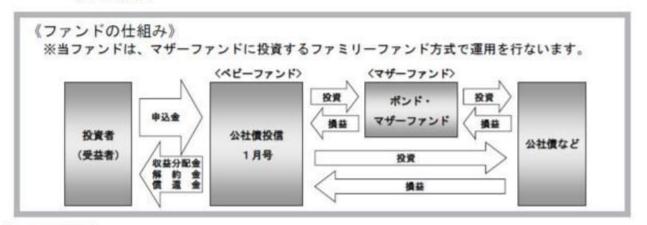
- ・国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」にも投資します。
- ・原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全 性を重視した運用を行ないます。
- ・ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に 投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあり ます。

夕 基本運用スタンス

- ・元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。 金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考え られるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これ に基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

公社債投信は12本のファンドで構成されています。

・公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。



主な投資制限

- 株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

・毎決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当します。 決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・2.000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

1961年1月31日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2000年11月27日

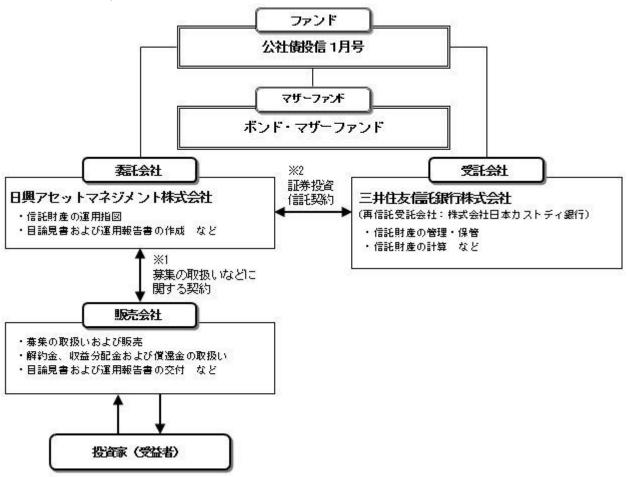
・「ボンド・マザーファンド」運用開始

2002年 1月20日

・「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(2023年9月末現在)

1)資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年:日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホール ディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの

中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

(2)【投資対象】

< 公社債投信1月号>

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)有価証券(株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。)
- 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の3および第18条の8に定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権
- 4)約束手形
- 5)為替手形

主として「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1)国債証券
- 2)地方債証券
- 3)特別の法律により法人の発行する債券
- 4)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 みます。)に限ります。)
- 5)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6)コマーシャル・ペーパー
- 7)外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)~6)の証券の性質を有するもの
- 8)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に 類する証券
- 9)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 10)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3)有価証券の貸付
- 4)資金の借入
- <ボンド・マザーファンド>
 - わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)有価証券(株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。)
- 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第14条に定めるものに限ります。)

- 3) 金銭債権
- 4)約束手形
- 5)為替手形

主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に 掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1)国債証券
- 2)地方債証券
- 3)特別の法律により法人の発行する債券
- 4)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 みます。)に限ります。)
- 5)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6)コマーシャル・ペーパー
- 7)外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)~6)の証券の性質を有するもの
- 8)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に 類する証券
- 9)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 10)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3)有価証券の貸付

投資対象とするマザーファンドの概要

<ボンド・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定し た収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資制限	・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	

		<u> </u>
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、 信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
₹0.)他	
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限(2000年11月27日設定)
	決算日	毎年11月19日
		(19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が 営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。)

(3)【運用体制】

委託会社における運用体制は以下の通りです。 チーフ インベストメント オフィサー (CIO) チーフ オペレーティング オフィサー (COOI) オルタナティブ 運用部門 マクロ&ミクロ 株式運用 债券運用 パッシブ 外部委託 ボートフォリオ 運用企画 運用部門 運用部門 調査分析部門 部門 部門 管理部門 部門 サステナブル トレーディング部門 インベストメント部門 ◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。 取締役会 など ■運用方針の策定 国内外の経済見通し、市況見通し 投資委員会 内部監査関連部門 および資産配分の基本方針を決定し (基本方針の策定) (5名程度) ・運用を含む社内業務に係る内部 投資委員会の決定に基づき、個別 管理態勢の妥当性の検証・評価 各運用部門 資産および資産配分戦略に係る 監査結果の取締役会への報告お (運用方針の策定) 具体的な運用方針を策定します。 よび指摘事項是正の事後点検 ■運用の実行 リスク管理/コンプライアン ス業務担当部門 個別ファンド のガイド ラインおよび 各運用部門の (65名程度) それぞれの運用方針に沿って、 ファンドマネージャー (ポートフォリオの構築・管理) ポートフォリオを構築・管理します。 運用行為に関連する信用リスク、 事務リスク、流動性リスクの管理 およびモニタリング業務 発注政策委員会 ・運用実績の評価・分析 情報提供力、執行対応力において ・遵守状況の管理に関する業務 最適と判断し得る発注業者、発注 など 方針などの決定 発注政策委員会の決定のもと、 トレーディング部門 最良執行のプロセスに則り売買を (売買執行) 執行します。 運用リスク会議 リスク監督委員会 運用状況について運用パフォーマ ・運用リスク(流動性リスクを含む) ンスの評価・分析などの審議 に関する管理状況およびモニタリ など ング報告 til

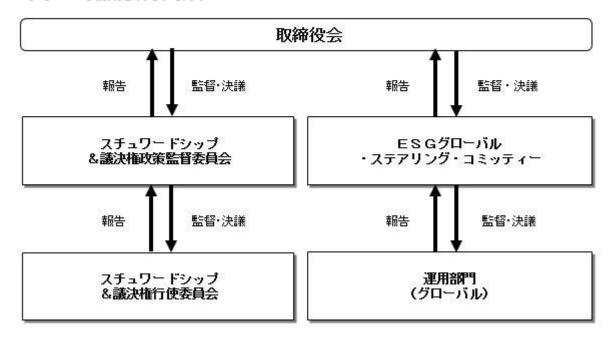
委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- ・毎決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当します。
- ・ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額(1万口当たり1万円とします。)の総額(以下「元本総額」といいます。)を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないませいません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後10日以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- <公社債投信1月号>
- 1)株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。
- 2)外貨建資産への投資は行ないません。
- 3)信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引

に含めて取り扱うものとします。

- イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価 証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 口)先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
 - イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 口) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 5)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
 - イ)スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 口)スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ハ)口)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債 の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面 金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 7)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当でのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当でを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価 証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範 囲内
 - 口)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 八)借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の 当該期間とします。

- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支 弁される日からその翌営業日までとします。
- 8)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資対象とする「ボンド・マザーファンド」の約款において上記投資制限は設けませんが、投資対象マザーファンドが投資する各エクスポージャーについては、当ファンドの純資産総額に対する投資対象マザーファンドの時価総額の割合に応じて、当ファンドの各エクスポージャーとして上記投資制限に従い適切に管理されます。

<ボンド・マザーファンド>

- 1)株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。
- 2)外貨建資産への投資は行ないません。
- 3)信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
 - 口)先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 口) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 八)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 5)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

- イ)スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。
- ロ)スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債 の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面 金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 7) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資 元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属 します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財 務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが 予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもありま す。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた 場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

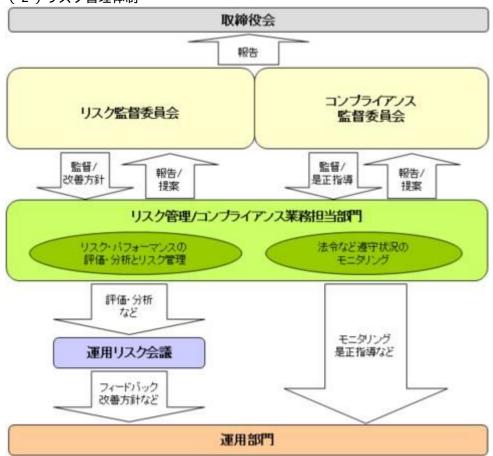
< その他の留意事項 >

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
 - ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量 に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの 基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性 に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があり ます。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項 関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会 社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2)リスク管理体制



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティー

リスク、オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて、 重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めており ます。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

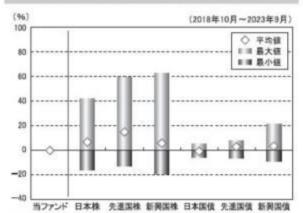
法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を 行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正 指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	0.0%	6.8%	15.0%	5.9%	-0.6%	3.0%	3.5%
最大值	0.0%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小值	-0.0%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

- ※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記は2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における直近 1年間の護落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の 代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの 騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した 理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間 騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株·····TOPIX (東証株価指数) 配当込み

先進国株····MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) 新興国株····MSCIエマージング・マーケット・インデックス

(配当込み、円ベース)

日本国債····· NOMURA-BPI国債

先進国債・・・・FTSE世界国債インデックス(降く日本、円ベース) 新興国債・・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX (東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

当ファンドの年間機落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
- ※分配金再投資基準価額は、2018年10月末の基準価額を起点として 指数化しています。
- ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している 指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、 有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事 業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

1962年4月20日以前の購入分の換金

......1万口につき 27円50銭(税抜25円)

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の換金

.....1万口につき 110円(税抜100円)

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の換金

......1万口につき 11円(税抜10円)

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の換金

......1万口につき 2円20銭(税抜2円)

2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の換金

…………1万口につき 2円20銭(税抜2円)以内の販売会社が定める額 ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限りま す。)は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前10営業日間における基準価額

(1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。)の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とします。

信託報酬の配分

・信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

年換算騰落率		信託報酬 = 元本額(1万口当たり1万円)×信託報酬率				
4	- 1哭异嗎冷平	合 計	委託会社	販売会社	受託会社	
7%超の場合		0.7070%	0.1730%	0.4840%	0.0500%	
6%超	7%以下の場合	0.6464%	0.1582%	0.4425%	0.0457%	
5%超	6%以下の場合	0.5427%	0.1328%	0.3715%	0.0384%	
4%超	5%以下の場合	0.4393%	0.1075%	0.3007%	0.0311%	
0.40%超	4%以下の場合	0.4000%	0.0979%	0.2738%	0.0283%	
0.35%超	0.40%以下の場合	0.3500%	0.0856%	0.2396%	0.0248%	
0.30%超	0.35%以下の場合	0.3000%	0.0734%	0.2054%	0.0212%	
0.25%超	0.30%以下の場合	0.2500%	0.0612%	0.1711%	0.0177%	
0.20%超	0.25%以下の場合	0.2000%	0.0490%	0.1369%	0.0141%	
0.15%超	0.20%以下の場合	0.1500%	0.0367%	0.1027%	0.0106%	
0.14%超	0.15%以下の場合	0.1000%	0.0244%	0.0685%	0.0071%	
0.13%超	0.14%以下の場合	0.0840%	0.0206%	0.0575%	0.0059%	
0.12%超	0.13%以下の場合	0.0680%	0.0166%	0.0466%	0.0048%	
0.11%超	0.12%以下の場合	0.0520%	0.0127%	0.0356%	0.0037%	
0.10%超	0.11%以下の場合	0.0360%	0.0089%	0.0246%	0.0025%	
0.09%超	0.10%以下の場合	0.0200%	0.0049%	0.0137%	0.0014%	
0.08%超	0.09%以下の場合	0.0180%	0.0044%	0.0123%	0.0013%	
0.07%超	0.08%以下の場合	0.0160%	0.0039%	0.0110%	0.0011%	
0.06%超	0.07%以下の場合	0.0140%	0.0034%	0.0096%	0.0010%	
0.05%超	0.06%以下の場合	0.0120%	0.0030%	0.0082%	0.0008%	
	0.05%以下の場合	0.0100%	0.0025%	0.0068%	0.0007%	

・上表にかかわらず、マイナス金利環境の暫定的な対応として、2016年6月21日以降の信託報酬は年率 0.0011%とし、その配分は以下の通りとします。ただし、適用される信託報酬は、将来、変更される可能性があります。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.0011%	0.0002%	0.0008%	0.0001%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

支払時期

信託報酬 (販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末および 信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もる ことができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

- 1)収益分配金の取扱い
 - ・収益分配金が課税対象であり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 償還金・解約金の取扱い
 - ・解約時および償還時の個別元本超過額については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

- 3)財形貯蓄制度の取扱い
 - ・財形貯蓄制度(「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。)をご利用の場合、お一人につき元金550万円(既に利用している場合は、その金額を差し引いた額)までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる収益分配金に対して20.315%が追徴課税されます。
 - ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 4)マル優制度の取扱い
 - ・マル優制度(少額貯蓄非課税制度)をご利用の場合、お一人につき元金350万円(既に利用している場合は、その金額を差し引いた額)までについて上記の税金はかかりません。
 - ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

・各受益者の買付時の基準価額が個別元本になります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年12月4日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【公社債投信1月号】

以下の運用状況は2023年 9月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,221,906,949	99.33
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		28,610,454	0.67
合計 (純資産総額)		4,250,517,403	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	ボンド・マザーファンド	4,061,478,547	1.0391	4,220,312,758	1.0395	4,221,906,949	99.33

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.33
合 計	99.33

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	 1口当たり純	資産額(円)
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第53計算期間末	(2014年 1月20日)	7,800	7,807	1.0000	1.0009
第54計算期間末	(2015年 1月19日)	7,460	7,465	1.0000	1.0008
第55計算期間末	(2016年 1月19日)	6,805	6,809	1.0000	1.0005
第56計算期間末	(2017年 1月19日)	6,217	6,219	1.0000	1.0003
第57計算期間末	(2018年 1月22日)	5,652	5,652	0.9999	0.9999
第58計算期間末	(2019年 1月21日)	5,775	5,775	0.9998	0.9998
第59計算期間末	(2020年 1月20日)	5,398	5,398	0.9998	0.9998
第60計算期間末	(2021年 1月19日)	5,132	5,132	0.9998	0.9998
第61計算期間末	(2022年 1月19日)	4,801	4,801	0.9998	0.9998
第62計算期間末	(2023年 1月19日)	4,345	4,345	0.9998	0.9998
	2022年 9月末日	4,481		0.9997	
	10月末日	4,451		0.9998	
	11月末日	4,421		0.9998	
	12月末日	4,366		0.9998	
	2023年 1月末日	4,500		0.9998	
	2月末日	4,477		0.9998	
	3月末日	4,415		0.9999	
	4月末日	4,375		0.9999	
	5月末日	4,359		0.9999	
	6月末日	4,341		0.9999	
	7月末日	4,310		0.9999	
	8月末日	4,282		1.0000	
	9月末日	4,250		1.0000	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第53期	2013年 1月22日~2014年 1月20日	0.000873
第54期	2014年 1月21日~2015年 1月19日	0.000752
第55期	2015年 1月20日~2016年 1月19日	0.000546
第56期	2016年 1月20日~2017年 1月19日	0.000303
第57期	2017年 1月20日~2018年 1月22日	0.000000
第58期	2018年 1月23日~2019年 1月21日	0.000000
第59期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	0.000000

第60期	2020年 1月21日~2021年 1月19日	0.000000
第61期	2021年 1月20日~2022年 1月19日	0.000000
第62期	2022年 1月20日~2023年 1月19日	0.000000
当中間期	2023年 1月20日~2023年 7月19日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第53期	2013年 1月22日~2014年 1月20日	0.09
第54期	2014年 1月21日~2015年 1月19日	0.08
第55期	2015年 1月20日~2016年 1月19日	0.05
第56期	2016年 1月20日~2017年 1月19日	0.03
第57期	2017年 1月20日~2018年 1月22日	0.01
第58期	2018年 1月23日~2019年 1月21日	0.01
第59期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	0.00
第60期	2020年 1月21日~2021年 1月19日	0.00
第61期	2021年 1月20日~2022年 1月19日	0.00
第62期	2022年 1月20日~2023年 1月19日	0.00
当中間期	2023年 1月20日~2023年 7月19日	0.01

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第53期	2013年 1月22日~2014年 1月20日	526,809,326	875,394,126
第54期	2014年 1月21日~2015年 1月19日	484,471,029	824,884,608
第55期	2015年 1月20日~2016年 1月19日	365,191,688	1,019,458,401
第56期	2016年 1月20日~2017年 1月19日	348,972,410	937,752,583
第57期	2017年 1月20日~2018年 1月22日	347,950,160	912,039,611
第58期	2018年 1月23日~2019年 1月21日	841,307,548	718,123,175
第59期	2019年 1月22日~2020年 1月20日	301,587,559	678,043,453
第60期	2020年 1月21日~2021年 1月19日	262,509,690	529,216,336
第61期	2021年 1月20日~2022年 1月19日	206,335,709	536,427,389
第62期	2022年 1月20日~2023年 1月19日	189,271,728	646,065,255
当中間期	2023年 1月20日~2023年 7月19日	170,834,954	196,611,519

(参考)

ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は2023年 9月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	7,037,549,298	12.60
特殊債券	日本	7,810,324,526	13.98
社債券	日本	38,969,170,656	69.75
コマーシャルペーパー	日本	999,497,357	1.79
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,054,476,430	1.89
合計 (純資産総額)		55,871,018,267	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

	1	1		1			1		1	
国・ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊債券	第 3 4 7 回信金中 金債 (5 年)	1,400,000,000	100.01	1,400,181,952	100.01	1,400,181,952	0.110	2023/10/27	2.51
日本	社債券	第12回キリン ホールディングス 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	1,200,000,000	99.98	1,199,777,480	99.98	1,199,777,480	0.080	2024/9/5	2.15
日本	特殊債券	第23回国際協力 機構債券	1,100,000,000	100.26	1,102,922,686	100.26	1,102,922,686	0.684	2024/2/21	1.97
日本	社債券	第15回株式会社 リそなホールディ ングス無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	1,100,000,000	100.13	1,101,445,551	100.13	1,101,445,551	0.250	2024/5/31	1.97
日本	社債券	第13回JA三井 リース株式会社無 担保社債(社債間 限定同順位特約 付)	1,100,000,000	100.05	1,100,559,498	100.05	1,100,559,498	0.150	2024/9/6	1.97
日本	社債券	第79回中日本高 速道路株式会社社 債(一般担保付、 独立行政法人日本 高速道機構重疊的 務返済機構重疊的 債務引受条項付)	1,100,000,000	100.00	1,100,004,000	100.00	1,100,004,000	0.040	2024/8/19	1.97
日本	社債券	第31回東レ株式 会社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	1,000,000,000	100.13	1,001,364,921	100.13	1,001,364,921	0.250	2024/7/19	1.79
日本	社債券	第3回新日鐵住金 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	1,000,000,000	100.12	1,001,235,776	100.12	1,001,235,776	0.220	2024/5/20	1.79
日本	社債券	第8回日本電産株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	100.03	1,000,351,900	100.03	1,000,351,900	0.100	2024/7/19	1.79

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							有侧证	分田山官	(内国投	貝店可
日本	社債券	第2回株式会社村 田製作所無担保社 債(特定社債間限 定同順位特約付)	1,000,000,000	100.01	1,000,183,092	100.01	1,000,183,092	0.150	2024/1/24	1.79
日本	コマーシャルペーパー	三井化学	1,000,000,000		999,093,425		999,497,357		2024/2/29	1.79
日本	社債券	第18回株式会社 大和証券グループ 本社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	900,000,000	100.64	905,804,940	100.64	905,804,940	0.871	2024/8/28	1.62
日本	社債券	第39回日本郵船 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	900,000,000	100.29	902,689,596	100.29	902,689,596	0.530	2024/5/31	1.62
日本	地方債証券	平成25年度第1 回浜松市公募公債	900,000,000	100.23	902,154,024	100.23	902,154,024	0.761	2024/1/24	1.61
日本	社債券	第11回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	800,000,000	101.01	808,083,119	101.01	808,083,119	2.210	2024/3/20	1.45
日本	社債券	第48回株式会社 クレディセゾン無 担保社債(社債間 限定同順位特約 付)	800,000,000	100.05	800,448,078	100.05	800,448,078	1.038	2023/10/20	1.43
日本	社債券	第24回株式会社 大林組無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)(サス テナビリティボン ド)	800,000,000	100.04	800,384,238	100.04	800,384,238	0.110	2024/6/20	1.43
日本	社債券	第196回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	800,000,000	100.03	800,305,420	100.03	800,305,420	0.210	2024/3/18	1.43
日本	社債券	第7回住友林業株 式会社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	800,000,000	100.02	800,178,400	100.02	800,178,400	0.160	2024/3/6	1.43
日本	社債券	第2回住友三井 オートサービス株 式会社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	800,000,000	100.02	800,162,768	100.02	800,162,768	0.230	2023/10/31	1.43
日本	地方債証券	平成25年度第5 回広島県公募公債	750,000,000	100.24	751,837,500	100.24	751,837,500	0.750	2024/1/29	1.35
日本	社債券	第45回三井化学 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	700,000,000	100.15	701,088,234	100.15	701,088,234	0.260	2024/7/24	1.25
日本	社債券	第46回阪急阪神ホールディングス 株式会社無担保社 債(阪急電鉄株式 会社及び阪神電気 鉄道株式会社保証 付)	700,000,000	100.05	700,415,558	100.05	700,415,558	0.819	2023/10/25	1.25
日本	社債券	第12回株式会社 小松製作所無担保 社債(社債間限定 同順位特約付)	700,000,000	100.05	700,394,912	100.05	700,394,912	0.110	2024/6/6	1.25
日本	社債券	第43回DIC株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	700,000,000	100.05	700,367,654	100.05	700,367,654	0.190	2024/4/19	1.25
日本	特殊債券	第83回株式会社 日本政策金融公庫 社債(一般担保 付)	700,000,000	99.99	699,978,814	99.99	699,978,814	0.001	2024/3/5	1.25
日本	社債券	第26回東京瓦斯 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	600,000,000	101.47	608,857,584	101.47	608,857,584	2.290	2024/5/27	1.09

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							1.2 154 154	77 /H H E		Z IHIU
日本	社債券	第11回アサヒグ ループホールディ ングス株式会社無 担保社債(特定社 債間限定同順位特 約付)	600,000,000	100.14	600,879,263	100.14	600,879,263	0.230	2024/6/13	1.08
日本	社債券	第47回住友商事 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付)	600,000,000	100.05	600,331,210	100.05	600,331,210	0.858	2023/10/23	1.07
日本	社債券	第11回旭化成株 式会社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	600,000,000	100.00	600,024,000	100.00	600,024,000	0.070	2024/9/6	1.07

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	12.60
特殊債券	13.98
社債券	69.75
コマーシャルペーパー	1.79
合 計	98.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

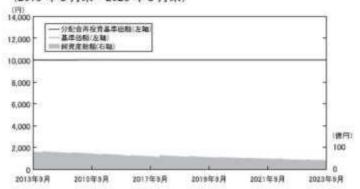
該当事項はありません。

参考情報

2023年9月29日現在

基準価額・純資産の推移

(2013年9月末~2023年9月末)



基準価額......10,000 円 純資産総額42.50 億円

- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口 当たりの値です
- ※分配金再投資基準価額は、2013年9月末の基準価額を 起点として指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、 分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再 投資したものとして計算した理論上のものであることに ご報意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

主要な資産の状況

/ 提供財産の嫌母へ

	評価額	組入比率	デュレーション
公社債	4,066 百万円	95. 7%	0.52年
短期資産等	183 百万円	4, 396	0.15年
純資産総額	4,250百万円	_	0.51年

[※]当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

当ファンド

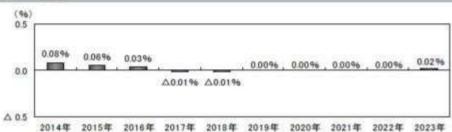
銘 柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1 ボンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	-	_	99. 3396
5.当ファンドの対抗資産経額化です。	#1.000000000000000000000000000000000000			

ボンド・マザーファンド

door	16 柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	第347回信金中金債(5年)	特殊債券	0.11096	2023年10月27日	2.5196
2	第12回キリンホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	社債券	0.080%	2024年9月5日	2.15%
3	第23回国際協力機構債券	特殊債券	0.68496	2024年2月21日	1.9796
4	第15回株式会社りそなホールディングス無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	社債券	0. 25096	2024年5月31日	1.9796
5	第13回JA三井リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位 特約付)	社債券	0. 150%	2024年9月6日	1.9796

[※]マザーファンドの対検資産総額比です。

年間収益率の推移



- ※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。
 ※2023 年は、2023 年9月末までの機落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

- ・年1回の決算日(原則として1月19日)を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設 定を行ないます。
- ・取得の申込みは、申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、取得申込受付日の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを今回の申込期間の受付分とします。

(5)申込制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

(7) 由认单位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(10)財形貯蓄制度

- ・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度(勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)、勤労者財産形成住宅 貯蓄(財形住宅貯蓄)、勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄))をご利用になれます。
- ・財形貯蓄制度(「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。)をご利用になる方は、お申込みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。

(11) マル優制度

- ・一定の要件に該当する場合は、マル優制度(少額貯蓄非課税制度)をご利用になれます。
- ・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ ください。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分

とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約手数料

解約時に、下記の解約手数料がかかります。

1962年4月20日以前の購入分の解約

......1万口につき 27円50銭(税抜25円)

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の解約

......1万口につき 110円(税抜100円)

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の解約

.....1万口につき 11円(税抜10円)

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の解約

......1万口につき 2円20銭(税抜2円)

2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の解約

…………1万口につき 2円20銭(税抜2円)以内の販売会社が定める額 ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限ります。)は、解約手数料を徴収しないことができます。

(5)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金と解約手数料を差し引いた金額となりま す。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

- <分配金再投資コース>1口単位
- <分配金受取りコース>1万口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(9)受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま す。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算 日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1)買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分

とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)買取手数料

買取時に、下記の買取手数料がかかります。

1962年4月20日以前の購入分の買取り

......1万口につき 27円50銭(税抜25円)

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の買取り

......1万口につき 110円(税抜100円)

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の買取り

......1万口につき 11円(税抜10円)

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の買取り

.....1万口につき 2円20銭(税抜2円)

2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の買取り

......1万口につき 2円20銭(税抜2円)以内の販売会社が定める額

(5)買取価額

買取請求受付日の基準価額から買取に係る所定の税金相当額を控除した価額とします。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

(7)買取単位

- <分配金再投資コース>1口単位
- <分配金受取りコース>1万口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すこ とができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

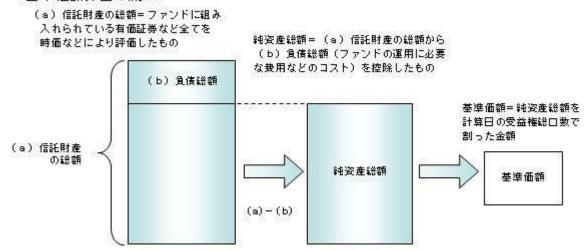
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。
 - < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(1961年 1 月31日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月20日から翌年1月19日(19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日)までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること

ができます。

- イ)受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合
- 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約 し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその 公告および書面の交付が困難な場合
 - 口) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

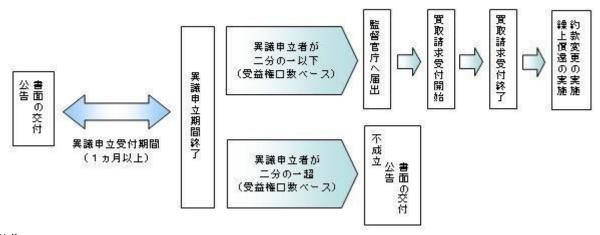
信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを 公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合 は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状 況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第62期計算期間(2022年 1月20日から2023年 1月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【公社債投信1月号】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第61期 2022年 1月19日現在	第62期 2023年 1月19日現在
資産の部		
流動資産		
預金	68,826	66,164
コール・ローン	36,702,056	36,753,816
社債券	200,000,000	80,000,000
親投資信託受益証券	4,570,684,595	4,238,677,452
未収利息	9,315	38,627
流動資産合計	4,807,464,792	4,355,536,059
資産合計	4,807,464,792	4,355,536,059
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,426,513	10,264,441
未払受託者報酬	5,032	4,616
未払委託者報酬	50,240	45,960
未払利息	15	4
その他未払費用	22,045	20,154
流動負債合計	5,503,845	10,335,175
負債合計	5,503,845	10,335,175
純資産の部		
元本等		
元本	4,803,052,428	4,346,258,901
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,091,481	1,058,017
元本等合計	4,801,960,947	4,345,200,884
純資産合計	4,801,960,947	4,345,200,884
負債純資産合計	4,807,464,792	4,355,536,059

(2)【損益及び剰余金計算書】

第61期 自 2021年 1月20日 至 2022年 1月19日 第62期 自 2022年 1月20日 至 2023年 1月19日 営業収益 受取利息 有価証券売買等損益 37,495 48,793 7,143 営業団田 支払利息 受託者報酬 9,897 15,052 46,166 5,032 4,616 45,052 受託者報酬 50,240 45,960 45,960 その他費用 35,775 39,187 39,187 営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 63,462 超期純利益又は営業損失() 63,462 63,165 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 63,165 当期純利益区は対期税債失() 1,094,185 1,091,481 1,091,481 107,435 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485			(単位:円 <u>)</u>
受取利息 有価証券売買等損益 37,495 48,793 有価証券売買等損益 13 7,143 営業費用 支払利息 9,897 15,052 受託者報酬 5,032 4,616 委託者報酬 50,240 45,960 その他費用 35,775 39,187 営業費用合計 100,944 104,815 営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益公額の分配額() - - 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剩余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期・部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - - 剩余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・部解約に伴う利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・のにより利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・のにより利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・のにより利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・のにより利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期・のにより利金減少額 - - - ・ - - - ・ -		自 2021年 1月20日	自 2022年 1月20日
有価証券売買等損益 13	営業収益		
営業費用 37,482 41,650 支払利息 9,897 15,052 受託者報酬 5,032 4,616 委託者報酬 50,240 45,960 その他費用 35,775 39,187 営業費用合計 100,944 104,815 営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純利益金又は即有人損金() 1,094,185 1,091,481 財産会工は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 財産公地額及は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額 107,435 134,485 当期上加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期上部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額 41,269 37,856 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額 41,269 37,856 分配金 - - -	受取利息	37,495	48,793
営業費用 9,897 15,052 受託者報酬 5,032 4,616 委託者報酬 50,240 45,960 その他費用 35,775 39,187 営業費用合計 100,944 104,815 営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() - - 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剩余金地加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額 107,435 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 分配金 - - -	有価証券売買等損益	13	7,143
支払利息 9,897 15,052 受託者報酬 5,032 4,616 委託者報酬 50,240 45,960 その他費用 35,775 39,187 営業費用合計 100,944 104,815 営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() - - 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剩余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - - 製介金減少額又は欠損金増加額 - - 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期一部解約に伴う利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う利余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う利余金減少額又は欠損金増加額 - - 分配金 - - -	営業収益合計	37,482	41,650
受託者報酬5,0324,616委託者報酬50,24045,960その他費用35,77539,187営業費用合計100,944104,815営業利益又は営業損失()63,46263,165経常利益又は経常損失()63,46263,165当期純利益又は当期純損失()63,46263,165一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()期首剰余金又は期首欠損金()1,094,1851,091,481剩余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額剩余金減少額又は欠損金増加額41,26937,856当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額41,26937,856分配金	営業費用		
委託者報酬50,24045,960その他費用35,77539,187営業費用合計100,944104,815営業利益又は営業損失()63,46263,165経常利益又は経常損失()63,46263,165当期純利益又は当期純損失()63,46263,165一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()期首剰余金又は期首欠損金()1,094,1851,091,481剩余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額剩余金減少額又は欠損金増加額41,26937,856当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額一	支払利息	9,897	15,052
その他費用35,77539,187営業費用合計100,944104,815営業利益又は営業損失()63,46263,165経常利益又は経常損失()63,46263,165当期純利益又は当期純損失()63,46263,165一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()期首剰余金又は期首欠損金()1,094,1851,091,481剩余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額利余金減少額又は欠損金増加額額以は欠損金増加額額額41,26937,856当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額額額額額一一一一一一	受託者報酬	5,032	4,616
営業利益又は営業損失()100,944104,815営業利益又は営業損失()63,46263,165経常利益又は経常損失()63,46263,165当期純利益又は当期純損失()63,46263,165一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()期首剰余金又は期首欠損金()1,094,1851,091,481剩余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額41,26937,856当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額37,856分配金	委託者報酬	50,240	45,960
営業利益又は営業損失() 63,462 63,165 経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() - - 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剩余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - - 刺余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 - - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 分配金 - -	その他費用	35,775	39,187
経常利益又は経常損失() 63,462 63,165 当期純利益又は当期純損失() 63,462 63,165 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() 1,094,185 1,091,481 剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	営業費用合計	100,944	104,815
当期純利益又は当期純損失()63,46263,165一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()期首剰余金又は期首欠損金()1,094,1851,091,481剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額利余金減少額又は欠損金増加額41,26937,856当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額41,26937,856分配金	営業利益又は営業損失()	63,462	63,165
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 5 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 5 1 1,094,185 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 134,485 13	経常利益又は経常損失()	63,462	63,165
約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 1,094,185 1,091,481 剰余金増加額又は欠損金減少額 107,435 134,485 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 107,435 134,485 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 5 剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 6 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 6 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 6 37,856	当期純利益又は当期純損失()	63,462	63,165
剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額剰余金減少額又は欠損金増加額41,26937,856当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額41,26937,856分配金	一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額107,435134,485当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額剰余金減少額又は欠損金増加額41,26937,856当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額額41,26937,856分配金	期首剰余金又は期首欠損金()	1,094,185	1,091,481
額 107,435 134,465 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少		107,435	134,485
額 剰余金減少額又は欠損金増加額 41,269 37,856 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 5 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 41,269 37,856 額		107,435	134,485
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金	当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 分配金 41,269 37,856	剰余金減少額又は欠損金増加額	41,269	37,856
新 分配金 ———————————————————————————————————		-	-
		41,269	37,856
期末剰余金又は期末欠損余() 1,058,017	分配金	-	-
M1410131311112 ()	期末剰余金又は期末欠損金()	1,091,481	1,058,017

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。

(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる 直近の日の最終相場)で評価しております。

(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時 価と認めた価額で評価しております。

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第61期	第62期
		2022年 1月19日現在	2023年 1月19日現在
1.	期首元本額	5,133,144,108円	4,803,052,428円
	期中追加設定元本額	206,335,709円	189,271,728円
	期中一部解約元本額	536,427,389円	646,065,255円
2.	受益権の総数	4,803,052,428□	4,346,258,901□
3 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,091,481円	1,058,017円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第61期	第62期
自 2021年 1月20日	自 2022年 1月20日
至 2022年 1月19日	至 2023年 1月19日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 分配前 期末純資産総額 4,801,960,),947円 A 分配前 期末純資産総額 4,345,200,884円
B 決算日 残存元本 4,803,052	2,428円 B 決算日 残存元本 4,346,258,901円
C 分配可能額(A-B)	0円 C 分配可能額 (A-B) 0円
D 決算日 残存受益権口数 4,803,052	2,428口 D 決算日 残存受益権口数 4,346,258,901口
E 1万口当たり分配金額	0円 E 1万口当たり分配金額 0円
$(C \div D \times 10,000)$	$(C \div D \times 10,000)$
F 収益分配金額	0円 F 収益分配金額 0円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第61期	第62期
	自 2021年 1月20日	自 2022年 1月20日
	至 2022年 1月19日	至 2023年 1月19日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て充置目的で保有しております。また、オオに関するでは、先物取引、スワップ取引等があり、会できます。当該産に属する資産の効率的な運用に資するためにデリバティブ取引には、性質をあるができます。当時では、できます。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

		第61期	第62期
		2022年 1月19日現在	2023年 1月19日現在
貸借対照表計上額、	時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し	同左
		ているため、その差額はありません。	回左
時価の算定方法		(1)有価証券	(1)有価証券
		売買目的有価証券	
		重要な会計方針に係る事項に関する注記	 同左
		「有価証券の評価基準及び評価方法」に	四生
		記載しております。	
		(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
		該当事項はありません。	同左
		(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
		短期間で決済されることから、時価は帳	
		簿価額と近似しているため、当該金融商	同左
		品の時価を帳簿価額としております。	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価には、市場価格に基づく	金融商品の時価の算定においては一定の
ての補足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	前提条件等を採用しているため異なる前
	理的に算定された価額が含まれておりま	提条件等によった場合、当該価額が異な
	す。当該価額の算定においては一定の前	ることもあります。
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(有価証券に関する注記)

第61期(2022年1月19日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
社債券	0	
親投資信託受益証券	439,826	
合計	439,826	

第62期(2023年1月19日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
社債券	0	
親投資信託受益証券	407,877	
合計	407,877	

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第61期		第62期	
2022年 1月19日現在		2023年 1月19日現在	
1口当たり純資産額	0.9998円	1口当たり純資産額	0.9998円
(1万口当たり純資産額)	(9,998円)	 (1万口当たり純資産額)	(9,998円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	MITSUBISHI HC CAPITAL	80,000,000	80,000,000	
社債券 合計		80,000,000	80,000,000	
親投資信託受益 証券	ボンド・マザーファンド	4,078,788,927	4,238,677,452	
親投資信託受益証券 合計		4,078,788,927	4,238,677,452	
合計		4,158,788,927	4,318,677,452	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

2022年 1月19日現在

2023年 1月19日現在

	2022年 1月19日現在	2023年 1月19日現在
預金	393,279	351,784
コール・ローン	1,297,348,430	1,016,320,404
地方債証券	14,184,404,660	6,928,260,914
特殊債券	18,151,970,609	9,795,253,523
社債券	27,104,489,470	35,518,861,551
コマーシャル・ペーパー	-	3,998,239,092
未収利息	93,492,361	56,872,703
前払費用	5,991,888	6,729,197
流動資産合計	60,838,090,697	57,320,889,168
資産合計	60,838,090,697	57,320,889,168
負債の部		
流動負債		
未払利息	548	126
流動負債合計	548	126
負債合計	548	126
純資産の部		
元本等		
元本	58,544,609,600	55,158,298,421
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,293,480,549	2,162,590,621
元本等合計	60,838,090,149	57,320,889,042
純資産合計	60,838,090,149	57,320,889,042
負債純資産合計	60,838,090,697	57,320,889,168

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以
	下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお
	ける計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる
	直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計
	値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場
	は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評
	価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事
	由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時
	価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2022年 1月19日現在	2023年 1月19日現在
1.	期首	2021年 1月20日	2022年 1月20日
	期首元本額	62,707,427,307円	58,544,609,600円

		<u> </u>
期首からの追加設定元本額	3,287,143,968円	4,414,958,847円
期首からの一部解約元本額	7,449,961,675円	7,801,270,026円
元本の内訳		
公社債投信1月号	4,398,272,321円	4,078,788,927円
公社債投信2月号	3,325,723,608円	3,114,980,302円
公社債投信3月号	3,501,519,085円	3,248,448,853円
公社債投信4月号	3,677,399,029円	3,429,126,114円
公社債投信 5 月号	3,352,410,570円	3,196,515,206円
公社債投信6月号	5,429,251,913円	5,263,731,166円
公社債投信7月号	8,176,301,519円	7,613,357,365円
公社債投信8月号	4,451,851,840円	4,246,882,113円
公社債投信9月号	3,880,263,703円	3,669,520,025円
公社債投信10月号	5,294,353,775円	5,104,792,637円
公社債投信11月号	4,948,878,190円	4,720,812,850円
公社債投信12月号	8,108,384,047円	7,471,342,863円
計	58,544,609,600円	55,158,298,421円
受益権の総数	58,544,609,600□	55,158,298,421□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

自 2021年 1月20日	自 2022年 1月20日
至 2022年 1月19日	至 2023年 1月19日
当ファンドは証券投資信託として、有価 証券、デリバティブ取引等の金融商品の 運用を信託約款に定める「運用の基本方	同左
針」に基づき行っております。	
「重要な会計方針に係る事項に関する注	
法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	
デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信	同左
託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質	
に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリ	
スク管理活動のモニタリング、指導の一	同左
	至 2022年 1月19日 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関するに関するであり、全て表」に記載の有価証券等であり、全主でリバティブ取引には、先物取引、スワップを表すの対率があり、信託財産に属する資産の対率があり、に資するために行うことができます。当該管に応じてそれぞれ価格変動リスク、信用リスク等があります。 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なり

金融商品の時価等に関する事項

	T	有価証券届出書(内国投資信託
	2022年 1月19日現在	2023年 1月19日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し ているため、その差額はありません。	同左
	(1)有価証券	(1)有価証券
	」 売買目的有価証券	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価には、市場価格に基づく	金融商品の時価の算定においては一定の
ての補足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	前提条件等を採用しているため異なる前
	理的に算定された価額が含まれておりま	提条件等によった場合、当該価額が異な
	す。当該価額の算定においては一定の前	ることもあります。
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(有価証券に関する注記)

(2022年 1月19日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	13,192,236
特殊債券	15,729,067
社債券	16,379,360
合計	45,300,663

(2023年 1月19日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	5,765,380
特殊債券	5,339,838
社債券	19,114,538

合計	30,219,756
H*1	33,213,133

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022年 1月19日現在		2023年 1月19日3	見在
1口当たり純資産額	1.0392円	1口当たり純資産額	1.0392円
(1万口当たり純資産額)	(10,392円)	(1万口当たり純資産額)	(10,392円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第146回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	100,000,805	
	第149回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	100,006,000	
	第368回大阪府公募公債(10年)	700,000,000	700,220,672	
	第369回大阪府公募公債(10年)	200,000,000	200,184,975	
	平成25年度第5回静岡県公募公債	400,000,000	401,890,108	
	平成24年度第18回愛知県公募公債(10年)	200,000,000	200,179,803	
	平成25年度第4回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,304,973	
	平成30年度第10回愛知県公募公債(5年)	100,000,000	100,018,228	
	埼玉県 平成24年度公債八号	321,000,000	321,622,543	
	平成24年度第11回福岡県公募公債	200,000,000	200,172,289	
	千葉県平成25年度第1回公債ア号	300,000,000	300,463,704	
	平成24年度第2回新潟県公募公債	850,000,000	850,723,270	
	第118回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,019,650	
	平成25年度第1回福島県公募公債	200,000,000	201,081,740	
	山形県平成29年度第26回公債	1,000,000,000	1,000,238,292	
	平成24年度第1回浜松市公募公債	100,000,000	100,015,038	

	平成24年度第4回横浜市公募公債	650,000,000	650,494,124	
	平成25年度第1回横浜市公募公債	200,000,000	200,437,650	
	第47回横浜市公募公債(5年)	500,000,000	500,031,943	
	平成24年度第3回広島市公募公債	100,000,000	100,082,034	
	平成29年度第2回仙台市公募公債(5年)	400,000,000	400,038,305	
	平成24年度第1回岡山県公募公債(10年)	100,000,000	100,034,768	
地方債証券 合	計	6,921,000,000	6,928,260,914	
特殊債券	第88回株式会社日本政策投資銀行無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,031,340	
	第106回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,170,480	
	第121回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	503,123,113	
	F 2 4 回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	300,793,114	
	第44回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,043,550	
	第45回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,178,330	
	第47回地方公共団体金融機構債券	180,000,000	180,281,220	
	第48回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,551,044	
	第50回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	502,394,012	
	第18回水資源債券(サステナビリティボンド)	200,000,000	199,993,566	
	第 3 5 回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	400,000,000	400,738,702	
	第77回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保 付)	400,000,000	399,998,190	
	第88回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	600,000,000	599,962,671	
	第84回都市再生債券	300,000,000	301,711,896	
	第62回日本学生支援債券	1,700,000,000	1,700,071,756	
	第19回沖縄振興開発金融公庫債券	1,100,000,000	1,103,964,420	
	第27回沖縄振興開発金融公庫債券	100,000,000	100,009,000	
	第338回信金中金債(5年)	500,000,000	500,016,960	
	第341回信金中金債(5年)	200,000,000	200,065,218	
	第343回信金中金債(5年)	300,000,000	300,142,428	
	第344回信金中金債(5年)	100,000,000	100,049,344	
	第347回信金中金債(5年)	1,400,000,000	1,400,882,509	
	第348回信金中金債(5年)	100,000,000	100,080,660	
特殊債券 合計		9,780,000,000	9,795,253,523	
 社債券	第22回阪神高速道路株式会社社債(一般担保付、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳 的債務引受条項付)	500,000,000	500,028,324	
	第13回成田国際空港株式会社社債(一般担保付)	300,000,000	300,145,560	
	第48回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	200,000,000	200,265,462	
	第82回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	300,000,000	300,006,000	
	· ·			

1		有価証券届出書(内国技	设 資信計
第83回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	900,000,000	900,094,368	
第43回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	200,000,000	200,045,040	
第20回株式会社大林組無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,853,607	
第11回大和ハウス工業株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,034,658	
第8回明治ホールディングス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,034,482	
第9回明治ホールディングス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	299,940,597	
第5回サントリーホールディングス株式会社無担保 社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,279,450	
第4回サントリー食品インターナショナル株式会社 無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,034,443	
第9回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,296,019	
第13回株式会社セプン&アイ・ホールディングス 無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,158,052	
第29回東レ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	401,884,338	
第21回レンゴー株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,201,236	
第12回株式会社三菱ケミカルホールディングス無 担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,781,570	
第42回DIC株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,013,916	
第2回住友三井オートサービス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	800,000,000	800,940,996	
第5回住友三井オートサービス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,059,419	
第14回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	1,000,099,267	
第3回ENEOSホールディングス株式会社無担保 社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	100,000,000	99,982,592	
第6回JXホールディングス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	301,645,722	
第13回横浜ゴム株式会社無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	500,000,000	500,878,072	
第14回旭硝子株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	700,000,000	702,558,490	
第18回三井金属鉱業株式会社無担保社債(特定社 債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,200,178	
第24回株式会社豊田自動織機無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,334,100	
第13回株式会社小松製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	800,000,000	799,969,172	
第25回ダイキン工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,999,375	

		有価証券届出書(内国投	<u> </u>
第16回株式会社日立製作所無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	400,000,000	402,815,444	
第18回株式会社日立製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,021,964	
第29回富士電機株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,146,000	
第12回日本電産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	700,000,000	700,082,368	
第53回日本電気株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	600,000,000	600,762,785	
第16回パナソニック株式会社無担保社債(社債間 限定同順位特約付)	1,000,000,000	1,001,792,960	
第20回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,183,876	
第16回株式会社デンソー無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	800,000,000	800,132,639	
第 2 6 回三菱重工業株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	700,000,000	703,752,793	
第 9 回 J A 三井リース株式会社無担保社債(社債間 限定同順位特約付)	100,000,000	100,009,969	
第11回JA三井リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)	100,000,000	100,083,455	
第14回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間 限定同等特約付)	200,000,000	200,328,000	
第12回本田技研工業株式会社無担保社債(特定社 債間限定同順位特約付)	900,000,000	900,113,139	
第 1 回明治安田生命 2 0 1 8 基金特定目的会社特定 社債(一般担保付)	1,000,000,000	999,571,145	
第71回伊藤忠商事株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	100,000,000	100,136,137	
第75回伊藤忠商事株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	100,000,000	100,708,624	
第47回住友商事株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	600,000,000	603,568,092	
第48回株式会社クレディセゾン無担保社債(社債 間限定同順位特約付)	800,000,000	805,697,575	
第10回株式会社セブン銀行無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	300,000,000	300,361,238	
第16回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)	100,000,000	100,053,596	
第17回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	100,000,000	100,087,191	
第26回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)	200,000,000	199,895,065	
第11回興銀リース株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	700,000,000	700,476,581	
第15回NTTファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,137,054	
第66回株式会社ホンダファイナンス無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	400,000,000	399,926,351	
第83回トヨタファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同等特約付)	200,000,000	200,016,000	
	-		

		有価証券届出書(内国技	设資信訊
第85回トヨタファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同等特約付)	100,000,000	99,996,302	
第 9 回株式会社オリエントコーポレーション無担保 社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,873,760	
第12回株式会社オリエントコーポレーション無担 保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	301,359,708	
第175回オリックス株式会社無担保社債(社債間 限定同順位特約付)	400,000,000	403,428,435	
第18回三井住友ファイナンス&リース株式会社無 担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,059,020	
第30回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1,900,000,000	1,899,893,880	
MITSUBISHI HC CAPITAL	860,000,000	860,000,000	
第25回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,060,944	
第27回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	1,600,000,000	1,601,445,000	
第32回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	200,000,000	200,187,504	
第34回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,357,490	
第89回三菱地所株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約無)	1,000,000,000	1,000,737,767	
第100回東武鉄道株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,559,098	
第124回東武鉄道株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	300,000,000	299,917,108	
第64回東京急行電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,015,618	
第77回東京急行電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,382,480	
第48回京成電鉄株式会社無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	500,000,000	502,491,331	
第146回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 (社債間限定同順位特約付)	600,000,000	600,230,704	
第13回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社 債間限定同順位特約付)	200,000,000	203,642,104	
第46回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保 社債(阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社 保証付)	700,000,000	704,249,773	
第10回日本通運株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,056,488	
第40回日本郵船株式会社無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	800,000,000	800,691,928	
第20回株式会社商船三井無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	300,000,000	300,466,315	
第63回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般 担保付)	100,000,000	100,108,492	
第20回KDDI株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	302,125,807	
第23回東京瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,761,991	
			

有価証券届出書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

	第12回西部瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,668,780	
	第 5 回株式会社ファーストリテイリング無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	1,000,469,178	
社債券 合計		35,460,000,000	35,518,861,551	
コマーシャル・ ペーパー	ニッセイ・リース	2,000,000,000	1,999,833,438	
	JERA	2,000,000,000	1,998,405,654	
コマーシャル・	ペーパー 合計	4,000,000,000	3,998,239,092	
	合計	56,161,000,000	56,240,615,080	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年 1月20日から2023年 7月19日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【公社債投信1月号】

(1)【中間貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	前計算期間末 2023年 1月19日現在	当中間計算期間末 2023年 7月19日現在
資産の部		
流動資産		
預金	66,164	66,164
コール・ローン	36,753,816	43,142,027
社債券	80,000,000	80,000,000
親投資信託受益証券	4,238,677,452	4,200,503,113
未収利息	38,627	103,968
流動資産合計	4,355,536,059	4,323,815,272
資産合計	4,355,536,059	4,323,815,272
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,264,441	3,524,227
未払受託者報酬	4,616	2,179
未払委託者報酬	45,960	21,802
未払利息	4	73
その他未払費用	20,154	9,562
流動負債合計	10,335,175	3,557,843
負債合計	10,335,175	3,557,843
- 純資産の部		
元本等		
元本	4,346,258,901	4,320,482,336
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,058,017	224,907
元本等合計	4,345,200,884	4,320,257,429
純資産合計	4,345,200,884	4,320,257,429
負債純資産合計	4,355,536,059	4,323,815,272

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	前中間計算期間 自 2022年 1月20日 至 2022年 7月19日	当中間計算期間 自 2023年 1月20日 至 2023年 7月19日
営業収益		
受取利息	9,754	65,363
有価証券売買等損益	4,342	825,661
営業収益合計	5,412	891,024
営業費用		
支払利息	2,325	5,833
受託者報酬	2,392	2,179
委託者報酬	23,515	21,802
その他費用	22,037	19,151
営業費用合計	50,269	48,965
営業利益又は営業損失()	44,857	842,059
経常利益又は経常損失()	44,857	842,059
中間純利益又は中間純損失()	44,857	842,059
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	1,091,481	1,058,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,591	25,221
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	85,591	25,221
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,856	34,170
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	37,856	34,170
分配金	<u> </u>	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	1,088,603	224,907

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。

(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。

(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時 価と認めた価額で評価しております。

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		前計算期間末	当中間計算期間末
		2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
1 .	期首元本額	4,803,052,428円	4,346,258,901円
	期中追加設定元本額	189,271,728円	170,834,954円
	期中一部解約元本額	646,065,255円	196,611,519円
2 .	受益権の総数	4,346,258,901□	4,320,482,336□
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,058,017円	224,907円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間	当中間計算期間	
自 2022年 1月20日	自 2023年 1月20日	
至 2022年 7月19日	至 2023年 7月19日	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		日川山方田山首(四日双貝山市
	前計算期間末	当中間計算期間末
	2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末
差額	ているため、その差額はありません。	日の時価で計上しているため、その差額
		はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	 同左
	「有価証券の評価基準及び評価方法」に	비스
	記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	
	簿価額と近似しているため、当該金融商	同左
	品の時価を帳簿価額としております。	
金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価の算定においては一定の	
ての補足説明	前提条件等を採用しているため異なる前	 同左
	提条件等によった場合、当該価額が異な	1-2-2-
	ることもあります。	

(1口当たり情報)

前計算期間末 2023年 1月19日現在		当中間計算期間末 2023年 7月19日現在	
		1口当たり純資産額	0.9999円
(1万口当たり純資産額) (9,998円)			(9,999円)

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上 された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当 該情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

2023年	7月19日現在	

(単位:円)

	2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
資産の部		
流動資産		
預金	351,784	351,784
コール・ローン	1,016,320,404	1,851,702,529
地方債証券	6,928,260,914	6,236,067,786
特殊債券	9,795,253,523	7,947,068,181

	2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
社債券	35,518,861,551	34,991,261,952
コマーシャル・ペーパー	3,998,239,092	3,997,002,202
未収利息	56,872,703	67,571,906
前払費用	6,729,197	4,898,873
流動資産合計	57,320,889,168	55,095,925,213
資産合計	57,320,889,168	55,095,925,213
負債の部		
流動負債		
未払金	-	200,090,000
未払利息	126	3,133
流動負債合計	126	200,093,133
負債合計	126	200,093,133
純資産の部		
元本等		
元本	55,158,298,421	52,813,416,182
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,162,590,621	2,082,415,898
元本等合計	57,320,889,042	54,895,832,080
純資産合計	57,320,889,042	54,895,832,080
負債純資産合計	57,320,889,168	55,095,925,213

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以
	下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお
	ける計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる
	直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計
	値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場
	は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評
	価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事
	由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時
	価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
1.	期首	2022年 1月20日	2023年 1月20日
	期首元本額	58,544,609,600円	55,158,298,421円
	期首からの追加設定元本額	4,414,958,847円	752,441,099円
	期首からの一部解約元本額	7,801,270,026円	3,097,323,338円
	元本の内訳		

	1	1	有侧趾分曲山音(内国仅具后式
	公社債投信 1 月号	4,078,788,927円	4,041,276,807円
	公社債投信2月号	3,114,980,302円	3,063,031,503円
	公社債投信3月号	3,248,448,853円	3,171,469,326円
	公社債投信4月号	3,429,126,114円	3,344,449,191円
	公社債投信 5 月号	3,196,515,206円	3,146,478,372円
	公社債投信6月号	5,263,731,166円	5,105,915,420円
	公社債投信7月号	7,613,357,365円	7,094,730,442円
	公社債投信8月号	4,246,882,113円	4,033,275,772円
	公社債投信9月号	3,669,520,025円	3,479,967,689円
	公社債投信10月号	5,104,792,637円	4,925,826,386円
	公社債投信11月号	4,720,812,850円	4,419,639,059円
	公社債投信12月号	7,471,342,863円	6,987,356,215円
	計	55,158,298,421円	52,813,416,182円
2 .	受益権の総数	55,158,298,421□	52,813,416,182□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	 	
	2023年 1月19日現在	2023年 7月19日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し ているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に	同左
	記載しております。	
	(2) デリバティ ブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳	
	簿価額と近似しているため、当該金融商	同左
	品の時価を帳簿価額としております。	
金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価の算定においては一定の	
ての補足説明	前提条件等を採用しているため異なる前	同左
	提条件等によった場合、当該価額が異な	四年
	ることもあります。	

(1口当たり情報)

2023年 1月19日現在		2023年 7月19日現在	
1口当たり純資産額	1.0392円	1口当たり純資産額	1.0394円

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(10,394円)

(1万口当たり純資産額) (10,392円) (1万口当たり純資産額)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年 9月29日現在です。

【公社債投信1月号】

【純資産額計算書】

資産総額	4,252,640,720円
負債総額	2,123,317円
純資産総額(-)	4,250,517,403円
発行済口数	4,250,336,275□
1口当たり純資産額(/)	1.0000円

(参考)

ボンド・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	56,373,566,162円
負債総額	502,547,895円
純資産総額(-)	55,871,018,267円
発行済口数	53,745,615,822□
1口当たり純資産額(/)	1.0395円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典
 - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年9月末現在 資本金 17,363,045,900円

発行可能株式総数 230,000,000株 発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

(2)会社の意思決定機関(2023年9月末現在)

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決 定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日(事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3)運用の意思決定プロセス(2023年9月末現在)

- 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれ の運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- 4.トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 5. 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類		種類	ファンド本数	純資産額 (単位:億円)	
投資信託総合計		Ħ	850	268,973	
	株式投資信託 単位型		796	229,264	
			315	9,661	
		追加型	481	219,603	
	公社債投資信託		54	39,708	
		単位型	41	968	
		追加型	13	38,740	

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、 以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度(2022年4月1日から2023 年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				<u>(単位:百万円)</u>
		第63期 (2022年 3 月31日)		第64期 (2023年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	3	1,048	3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	2	998	2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	244	1	245
器具備品	1 _	153	1	122
有形固定資産合計	_	397	_	367
無形固定資産	_		_	
ソフトウエア		335		390
無形固定資産合計	_	335	-	390
投資その他の資産	-		-	
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
	_	61/98	-	

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証<u>券届出書(内国投</u>資信託受益証券)

投資その他の資産合計	50,667	46,465
固定資産合計	51,399	47,224
資産合計	128,328	119,099

				(単位:百万円)
		第63期 (2022年 3 月31日)		第64期 (2023年 3 月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		651		433
未払金		9,693		7,557
未払収益分配金		7		7
未払償還金		71		71
未払手数料		8,783		6,586
その他未払金		831		892
未払費用	3	5,572	3	4,227
未払法人税等		2,354		-
未払消費税等	4	3,669		-
賞与引当金		3,958		2,563
役員賞与引当金		5		218
訴訟損失引当金		7,847		-
その他	_	1,330	_	647
流動負債合計	_	35,083	_	15,648
固定負債				
退職給付引当金		1,395		1,424
賞与引当金		423		437
役員賞与引当金		-		16
その他	_	390	_	181
固定負債合計	_	2,209	_	2,059
負債合計	_	37,292	_	17,708
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金	_	5,220	_	5,220
資本剰余金合計	_	5,220	_	5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	_	68,901	_	79,307
利益剰余金合計	_	68,901	_	79,307
自己株式	_	2,067	_	2,067
株主資本合計	_	89,417	_	99,823
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2,350		2,056
繰延ヘッジ損益	_	731	_	488
評価・換算差額等合計	_	1,618	_	1,567
純資産合計	_	91,035	_	101,391
負債純資産合計	_	128,328	_	119,099

(2)【損益計算書】

		(単位:百万円)
	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

						<u>(単位:白万円)</u>
			第63期			第64期
	((自	2021年4月1日		(自	2022年4月1日
		至	2022年 3 月31日)		至	2023年 3 月31日)
営業外収益						
受取利息			71			107
受取配当金	1		5,257	1		9,255
時効成立分配金・償還金			1			1
為替差益			1,548			-

				有価証券届出書(内国投
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		-		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		-		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有償減資払戻益		1,445		-
訴訟損失引当金戾入額		-	3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		-
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	2	329		-
法人税等調整額		1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3)【株主資本等変動計算書】

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	(単位:自八〇)						
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金		
	資本金			その他利益			14 -2 79 -2
		 資本準備金	資本剰余金	剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		貝平宇開立	合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				5,191	5,191		5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	6,944	6,944	-	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	2,067	89,417

	評化			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	889	847	41	41
当期変動額合計	889	847	41	6,985
当期末残高	2,350	731	1,618	91,035

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		資本乗	資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益			# ++次★
	資本金	資本準備金	資本剰余金	剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝华宇備立	合計	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				7,420	7,420		7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	10,406	10,406	-	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823

	評化	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延へッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計		
当期首残高	2,350	731	1,618	91,035		
当期変動額						
剰余金の配当				7,420		
当期純利益				17,826		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	294	242	51	51		
当期変動額合計	294	242	51	10,355		
当期末残高	2,056	488	1,567	101,391		

[注記事項]

(重要な会計方針)

_		有価証券届出書(内国技
	項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1	資産の評価基準及び評価	(1) 有価証券
	方法	子会社株式及び関連会社株式
		総平均法による原価法
		その他有価証券
		市場価格のない株式等以外のもの
		時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均
		法により算定)
		市場価格のない株式等
		総平均法による原価法
		(2) デリバティブ
		時価法
2	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産
		定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建
		物附属設備については、定額法を採用しております。
		なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
		建物 3 年 ~ 15年
		器具備品 3 年 ~ 20年
		(2) 無形固定資産
		定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)につい
		ては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金
		(
		度の負担額を計上しております。
		(2) 役員賞与引当金
		役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度
		の負担額を計上しております。
		(3) 退職給付引当金
		(大)
		金資産の見込額に基づき、計上しております。
		退職給付見込額の期間帰属方法
		退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に
		 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
		数理計算上の差異の費用処理方法
		数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期
		間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の
		翌事業年度から費用処理しております。
4	収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務
		の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は
		以下のとおりであります。
		(1) 投資信託委託業務
		当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提
		供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しておりま
		す。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定
		料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。
		(2) 投資顧問業務
		当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、
		ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得
		られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた
		固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。
1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(3) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約また は投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能 性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジして おります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ 手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。

6 その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第64期

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第64期

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ 損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重 要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分 と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1 当事業年度の財務諸表に計上した金額
 - 訴訟損失引当金を7,847百万円計上しております。
- 2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

- (2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 - 原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。
- (3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

(員借对照表関係)								
第63期	第64期							
(2022年 3 月31日)	(2023年 3 月31日)							
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額							
建物 1,390百万円	建物 1,437百万円							
器具備品 823百万円	器具備品 879百万円							
2 信託資産	2 信託資産							
流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客	流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客							
分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に	分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に							
信託しております。	信託しております。							
3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 233百万円 (流動負債) 未払費用 2,314百万円	 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 (流動負債) 未払費用 							
4 消費税等の取扱い	4 消費税等の取扱い							
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、							
「未払消費税等」として表示しております。	「未収入金」に含めて表示しております。							
5 保証債務	5 保証債務							

(損益計算書関係)

義務を保証しております。

第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)							
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5.194百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241百万円							
2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	S,211 <u>D</u> /313							
	3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。							
RILU CVIA 9°	原告との和解が成立したことにより、前事業 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除							

当該資金提供義務を保証しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株子	が権の目的と	:なる株式の数	(株)	当事業年 度末残高 (百万円)	
新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末		
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	432,300	-	432,300	-	-	
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,016,000	-	928,000	88,000	-	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,772,000	-	956,000	816,000	-	
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,607,000	-	1,071,000	1,536,000	-	
合計	5,827,300	-	3,387,300	2,440,000	-		

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(1)88,000株、2016年度ストックオプション(2)816,000株及び2017年度ストックオプション(1)847,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017年度ストックオプション(1)689,000株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 5 月25日 取締役会	普通株式	5,191	26.74	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

()						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 5 月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年 6 月27日

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株子	予約権の目的と	:なる株式の数	(株)	当事業年
新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	-	88,000	-	-
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	-	599,000	217,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	-	784,000	752,000	-

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合計	2,440,000	-	1,391,800	969,000	-
----	-----------	---	-----------	---------	---

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
 - 2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 5 月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年 3 月31日	2023年 6 月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース 解約不能のものに係る未経過リース料 解約不能のものに係る未	
1 年内 911百万円 1 年内 1 年超 4,324百万円 1 年超 合計 5,236百万円 合計	

(金融商品関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グロ・バルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシ・ドマネ・の投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日でありま

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

す。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベ-スで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベ-スで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額(*4)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
デリバティブ取引(*1)						
株式関連 (*2)	262	-	-	262		

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

通貨関連 (*3)	-	1,066	-	1,066
デリバティブ取引計	262	1,066	-	1,329

- (1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示しております。
- (2)株式関連のデリバティブ取引のうち 262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。
- (3)通貨関連のデリバティブ取引の 1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれており ます
- (4)時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	(11211111111111111111111111111111111111
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				(
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ る信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源 泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘 定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債 権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グロ・バルに事業を展開していることか ら生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主 に自己で設定した投資信託へのシ・ドマネ・の投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は 株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりま すが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジし ております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しておりま す。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ 会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重 要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日でありま す。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債 務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費 用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのた め、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未 払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクに も晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次べ - スで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損 益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融 商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・・アット・リスクを用いた市場リスク管理を 週次べ - スで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目 的でデリバティブ取引を行っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つ のレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
その他有価証券						
投資信託	6,238	18,045	-	24,283		
資産計	6,238	18,045	-	24,283		
デリバティブ取引(*1)						
株式関連 (*2)	246	-	-	246		
通貨関連 (*3)	-	352	-	352		
デリバティブ取引計	246	352	-	599		

- (1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。
- (2)株式関連のデリバティブ取引のうち 246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他 に含まれております。
- (3)通貨関連のデリバティブ取引の 352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	(十四・日/川コ)
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	20,934	17,366	3,568
が 取特 尿 価 を 超 え	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	3,188	3,369	180
か取得原価を超えないもの	小計	3,188	3,369	180
合計	-	24,123	20,735	3,387

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	132
合計	3,079	253	132

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	(
	貸借対照表計上額	
子会社株式	17,183	
関連会社株式	5,183	

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

				,
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	17,219	13,860	3,359
るもの	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	7,063	7,459	395
か取得原価を超えないもの	小計	7,063	7,459	395
合計	-	24,283	21,319	2,963

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

			The state of the s	
種類	種類 売却額 売却益の合計額		売却損の合計額	
投資信託	11,194	1,349	221	
合計	11,194	1,349	221	

(デリバティブ取引関係)

第63期(2022年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,306	-	262 -	262 -
	合計	2,306	-	262	262

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

(-)~~					
	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外	為替予約取引 売建				
の取引	米ドル	4,708	-	293	293
	合計	4,708	-	293	293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル		5,445	-	367
原則的処理 方法	豪ドル	投資有価証券	222	-	20
/3/2	香港ドル		1,097	-	59
	人民元		5,185	-	324
	ユーロ		35	-	0
	合計		11,986	-	772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第64期(2023年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
「中海収力	売建	10,970	-	246	246
合計		10,970	-	246	246

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益
市場取引以外	為替予約取引 売建				
の取引	シンガポー ルドル	3,275	-	24	24
合計		3,275	-	24	24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル		6,132	-	280
原則的処理 方法	豪ドル	投資有価証券	105	-	0
/3/2	香港ドル		699	-	34
	人民元		5,822	-	1
	ユーロ		234	-	10
	合計		12,994	-	328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円) (1)関連会社に対する投資の金額 5,312		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	: 百万円) 5,326	
	(2)持分法を適用した場合の投資の金額 15,94 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,96		(2)持分法を適用した場合の投資の金額 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	16,722 2,185

(退職給付関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244百万円でありました。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	16
退職給付の支払額	107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況
- (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2011年度ストックオフ	プション(1)	2016年度ストック	オプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	16名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式	6,101,700株	普通株式	4,437,000株
付与日	2011年10月7	日	2016年 7 月	15日

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	2013年10月7日(以下「権利行使可	2018年7月15日(以下「権利行使可能
	能初日」といいます。)、当該権利	初日」といいます。)、当該権利行使
	行使可能初日から1年経過した日の	可能初日から1年経過した日の翌日、
	翌日、及び当該権利行使可能初日か	及び当該権利行使可能初日から2年経
	ら2年経過した日の翌日まで原則と	過した日の翌日まで原則として従業員
権利確定条件	して従業員等の地位にあることを要	等の地位にあることを要し、それぞれ
	し、それぞれ保有する新株予約権の	保有する新株予約権の3分の1、3分
	2分の1、4分の1、4分の1ずつ	の1、3分の1ずつ権利確定する。た
	権利確定する。ただし、本新株予約	だし、本新株予約権の行使時におい
	権の行使時において、当社が株式公	て、当社が株式公開していることを要
	開していることを要する。	する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月 7 日から 2021年10月 6 日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストックオフ	プション(2)	2017年度ストックオ	プション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月27	日	2018年 4 月2	27日
	2019年4月27日(以下	「権利行使可	2020年4月27日(以下	「権利行使可
	能初日」といいます。)、当該権利	能初日」といいます。)、当該権利
	行使可能初日から1年	怪過した日の	行使可能初日から1年	■経過した日の
	翌日、及び当該権利行	吏可能初日か	翌日、及び当該権利行	丁使可能初日か
	ら2年経過した日の翌日	日まで原則と	ら2年経過した日の翌	翌日まで原則と
権利確定条件	して従業員等の地位に	あることを要	して従業員等の地位に	あることを要
	し、それぞれ保有する	新株予約権の	し、それぞれ保有する	新株予約権の
	3分の1、3分の1、	3 分の 1 ずつ	3分の1、3分の1、	3 分の 1 ずつ
	権利確定する。ただし、	本新株予約	権利確定する。ただし	/、本新株予約
	権の行使時において、	当社が株式公	権の行使時において、	当社が株式公
	開していることを要する	0	開していることを要す	る。
対象勤務期間	付与日から、権利行使 2年を経過した日まで	丁能初日から	付与日から、権利行使 2年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日		2020年4月27日 2028年4月30日	

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月 7 日	2016年 7 月15日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	-	88,000
権利確定後(株)		
期首	-	-

権利確定	-	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
権利未行使残	-	-	

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	-	_
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	_
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

NI CILMIII		
	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月 7 日	2016年 7 月15日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222百万円
 - 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割 又は併合の内容を適切に反映するように調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開 日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況
- (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストック	オプション(1)	2016年度ストック	オプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	16名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式	4,437,000株	普通株式	4,409,000株

		万川山市(13月13
付与日	2016年 7 月15日	2017年 4 月27日
	2018年7月15日(以下「権利行使可	2019年4月27日(以下「権利行使可能
	能初日」といいます。)、当該権利	初日」といいます。)、当該権利行使
	行使可能初日から1年経過した日の	可能初日から1年経過した日の翌日、
	翌日、及び当該権利行使可能初日か	及び当該権利行使可能初日から2年経
	ら2年経過した日の翌日まで原則と	過した日の翌日まで原則として従業員
権利確定条件	して従業員等の地位にあることを要	等の地位にあることを要し、それぞれ
	し、それぞれ保有する新株予約権の	保有する新株予約権の3分の1、3分
	3分の1、3分の1、3分の1ずつ	の1、3分の1ずつ権利確定する。た
	権利確定する。ただし、本新株予約	だし、本新株予約権の行使時におい
	権の行使時において、当社が株式公	て、当社が株式公開していることを要
	開していることを要する。	する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年 4 月27日
権利確定条件	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時におい
	て、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年 7 月15日	2017年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	-	217,000
権利確定後(株)		

		131111111111111111111111111111111111111	
期首	-	-	
権利確定	-	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
権利未行使残	-	-	

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

1 1111111111111111111111111111111111111		
	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年 7 月15日	2017年 4 月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 344百万円

(税効果会計関係)

第62期	第64期
第63期	
(2022年3日31日)	(2023年3月31日)
(2022年3月31日)	(2023年3月31日)

			T証券届出書 (内国:
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別
の内訳		の内訳	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,341	賞与引当金	918
投資有価証券評価損	97	投資有価証券評価損	97
関係会社株式評価損	52	関係会社株式評価損	52
退職給付引当金	427	退職給付引当金	436
固定資産減価償却費	87	固定資産減価償却費	83
繰延ヘッジ損益	322	繰延ヘッジ損益	215
訴訟損失引当金	2,403	その他	672
その他	1,039	繰延税金資産小計	2,478
繰延税金資産小計	5,772	評価性引当金	52
評価性引当金(注)	52	繰延税金資産合計	2,425
繰延税金資産合計	5,719		
		繰延税金負債	
繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	1,028
その他有価証券評価差額金	1,092	その他	948
その他	948	繰延税金負債合計	1,977
繰延税金負債合計	2,041	繰延税金資産の純額	448
繰延税金資産の純額	3,678		
(注)関係会社株式評価損に係る繰延税 た評価性引当金が、在外子会社の減 万円減少しております。	金資産から控除し i資により1,377百		
2 法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担		法人税等の負担
率との間に重要な差異があるとき	の、当該差異の原	率との間に重要な差異があるときの	、当該差異の原
因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない	1.0%
項目	U. 1%	項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入され	な	受取配当金等永久に益金に算入されな	
い項目	10.9%	 い項目	12.0%
評価性引当金の減少	10.3%	その他	0.8%
その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	
税効果会計適用後の法人税等の負担			
「人のかん」 というない 大いかったっていたっていた。	T 0.7/0		

(関連当事者情報)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注1)	-	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

									有伽証夯個	6出書(内国投資	€1 =
子会?	出 Nikko Asset Management	シンガポール	232,369	アセット マネジメン	直接 100.00	-	貸付金利息	4.4		40	1
	International	国	(SGD千)	ト業			(米国ドル	44 (USD	未収収益	10 (USD	
	Limited						貨建)	397千)	714-1XIII	86 千)	
							(注1)	ŕ			
							資金の返済		関係会社		
							(円貨建)	577	短期	-	
							(注1)		貸付金		
							貸付金利息				
							(円貨建)	3	未収収益	-	
							(注1)				
							資金の貸付		88 /5 A AI		
							(シンガポール	2,788		2,985	
							ドル貨建)	(SGD 33,000千)	短期	(SGD 33,000千)	
							(注1)	, . ,	貸付金		
							貸付金利息				1
							(シンガポール	23	+ 117117 ++	23	
							ドル貨建)	(SGD 266千)	未収収益	(SGD 266千)	
							(注1)				
							減資	9,149			1
							(注2)	(SGD 110,000千)	-	-	
子会	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	3,788 (USD 34,000千)	-	-	
	1		· /								

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠5,300百万円(若しくは5,300百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko Asset Management International Limitedの行った110,000千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- 3 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2021年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計34,450百万円負債合計6,257百万円純資産合計28,192百万円

営業収益 18,176百万円税引前当期純利益 5,587百万円当期純利益 3,956百万円

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

(' ,	7771H-1CJAE LLI 2				議決権等	関連				
	会社等の		資本金	事業	の所有	当事者		取引金額		期末残高
種類	名称又は	所在地	又は	の内容	(被所有)	との	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
	氏名		出資金		割合(%)	関係		(11111)		(,
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD∓)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	資金の貸付 (シンガポールド ル貨建) (注1) 貸付金利息 (シンガポールド ル貨建) (注1) 資金の返済 (米国ドル貨建) (注2) 貸付金利息 (米国ドル貨建) (注2)	103 (SGD 1,043千) 2,019 (USD 16,500千) 3 (USD 26千)	果収収益 関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000千) 55 (SGD 551千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	7,795 (USD 58,000千)		-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2.融資枠5,300百万円(若しくは5,300百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました(決定方針等を2022年8月26日付にて上記1に変更しております)。
- 3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2022年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計34,828百万円負債合計5,655百万円純資産合計29,173百万円

営業収益 15,864百万円税引前当期純利益 4,191百万円当期純利益 3,159百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計 上基準」に記載のとおりです。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年 度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計 上基準」に記載のとおりです。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額	468円88銭	522円22銭
1 株当たり当期純利益金額	62円50銭	91円81銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。
 - 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,136	17,826

ロ典アピットマネンメント株式芸社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	2016年度ストックオプション (1) 88,000株、2016年度ストックオプション(2) 816,000株、2017年度ストックオプション(1)1,536,000株	(2) 217,000株、2017年度 ストックオプション(1)

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第63期 (2022年 3 月31日)	第64期 (2023年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	91,035	101,391
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は2022年12月21日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社AHAMアセットマネジメントBerhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行 資本金の額 : 51,000百万円 (2023年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託

受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
静岡東海証券株式会社 1	600百万円	
十六TT証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン 1	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
マネックス証券株式会社 1	12,200百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	40,500百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	

1 募集の取扱いを行ないません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがある旨。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性がある旨の記載。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

公秘去引工 伙 示 防 多

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年4月5日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 辻村 和之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 榊原 康太

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信1月号の2022年1月20日から2023年1月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信 1月号の2023年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年8月30日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 辻村 和之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 榊原 康太

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信1月号の2023年1月20日から2023年7月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信1月号の2023年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年1月20日から2023年7月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。